

ご存じですか？ 「国外財産調書」

居住者(非永住者の方を除きます。)の方で、その年の12月31において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。



- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
 - ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るもの)を除きます。)が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
 - ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています(※)。
- ※ 平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。



国外財産調書は、e-Taxでも提出することができます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください
www.nta.go.jp

国税庁 国外財産

検索

クリック！

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 24 年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成 26 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」（注1）の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書（注2）を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注1） 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である方をいいます。

（注2） 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とこととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

- （例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在
・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注） 国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している法令解釈通達等や FAQ でご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注1） 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生すべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注2） マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm）をご覧ください。

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。